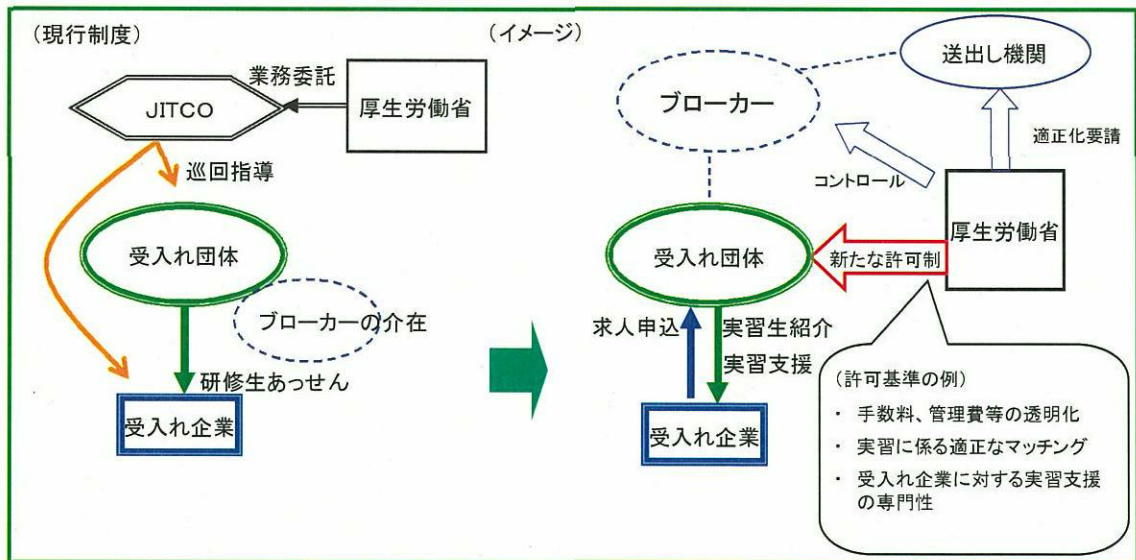


(検討の方向性)

上記のような、研修生・実習生あっせん行為を適正化する方策としては、例えば、あっせん行為を公的機関が一元的に管理する方法、あっせん行為を民間機関に委ねつつ適正にコントロールする方法、それぞれが考えられるが、毎年5万人以上にのぼる様々な国からの受入れであること、現地面接会の実施等きめ細かなマッチングを行うことが効果的な実習実施の観点からも求められること等を踏まえれば、現実的な方策としては、あっせん行為は従来どおり民間に委ねつつ、これを適正にコントロールする方途を探ることが適当である。

今後の検討に当たっては、特に次の視点が重要である。

- ① 国内においてあっせん行為を行う受入れ団体については、単に職業紹介事業の許可のみならず、手数料・管理費等の透明化、実習に係る適正なマッチングの実施や受入れ条件の保障に加え、後述の受入れ企業に対する実習支援のための専門性を担保する観点から、新たな許可制の導入を図ることが必要である。



- ② 国内外にわたる諸々のあっせん機関についても、届出制の導入や国内の受入れ団体を通じてその活動を報告させる等何らかの方法によりコントロールすることや、二国間の協定等に基づき一定の機関に限定していく等、送出し国政府と連携して適正化を図ることについて、実態を踏まえつつ、あり方を探る必要がある。

- ③ 送出し機関については、引き続き、送出し国政府に対して手数料、保証金等の適正化や条件面の保障を要請していくことが求められる。

なお、①の許可制度の検討に当たっては、併せて、受入れ団体のマッチング能力、実習支援のための専門性、基準適合性等について公正かつ専門的に評価する仕組みや、許可基準に反した場合の勧告・取消等の措置、そ